

保母に関する宿題の解決

幼児教育界の課題



根岸草笛

的な職場へ、自分の愛する教え子を励まして送り出す苦しさ」のために、心を熱くしてその改革を祈っていることをものさせていただきます。

一、まえがき

星と山と湖と、限りなく美しい自然に囲まれたいで湯の街、諏訪市に移り住んで保母養成の仕事をはじめてからあしかけ十年という歳月の流れを過ぎました。

そして迎えた新しい歳のはじめに、表記の稿を求められた次第ですが、幼児教育の課題のすべては、その幼児の幸福に仕える保母自

身の課題に直通しておりますので、直接幼児に關係のある課題は、他の保育所の現場の方たちもお書きになることでありますから、このたびは問題を幼児教育の担当者である「保母に関する宿題の解決」という方向にしぼって綴らせていただくことにいたします。

そして、ただ今、今年の卒業生の就職期を控えて、例年のくりかえしではありますが「このように東洋的な不合理に満ちた、前世紀

二、保育内容の最低基準

(特に乳児、年少児保育の保育内容の基準を先行的に制定されてほしいこと)

幼児期の教育に特に「保育」という専門語が使用されます理由は、皆さんも既に御存知のように、普通に幼稚園などで行なわれてゐる狹義の意味の教育内容に、更に、教育的な身のまわりの世話や、母の手に代る愛撫、というような内容がプラスされ、しかもそれが混然揮一として発酵された教育内容をもつものという意味であります。

ですから、保育所、或いは養護施設などで現在行なわれておりますが、広義の意味の幼児教育は、幼稚園の中で行なわれております狭義の意味の幼児教育と比較いたしますと、その教育内容の領域が非常に広く、且つ、質や量の上にもずいぶんと大きな差があるのであります。

しかし、保育所の場合でも年令が高くなるにつれてマザーリングや、ケヤーの領域が狭められて、幼稚園的な幼児教育の内容の質と量とが豊富になり、満五才児の後期あたりにきますと、その教育内容の差かほとんど発見し難いまでに接近し、それが小学校へ入学すると同時に完全に同一の水準と内容をもつ学校教育がはじまるわけであります。

そこで、年長児の保育については、これから申します「保育内容の最低基準」というような問題は比較的比重の軽い問題となるのであります。年長児の保育内容の最低基準というようなものは、幼稚園教育要領の中に示されている内容と水準を参考にすることによつても、或る程度の目的は達せられます。

もちろん、それだけで保育に欠ける幼児の保育の必要のすべてが

満たされる、ということは不可能ですが、最低のものは幼稚園教育要領でも一応押さええてあると思うのであります。

それから、また、別の面では、四、五才児ぐらいになって、精神生活がやや複雑化されてくる段階になりますと、大量の幼児活動の

内容のすべてに細い基準を設けるということには大きな問題が山積していますので、必要は必要にちがいありませんが、現在急に内容の再検討もしゅうぶんにせずに救急処置的な判定をする、と、いうような冒険をあえて行なえ、などという無暴な発言をいたすわけではありません。

けれども、保育所が、保育所であるための本来の使命から考えて、最も重要視されねばならぬ乳児と年少児を保育する場合には、この問題が法的に鮮明な線が打ち出されていませんために、現場の保母さんたちが非常に苦しめられている次第です。

その理由をもう少し具体的に二、三の例をとつて言いますと、乳児保育では、元来が家庭の母親の仕事であるべきはずのケヤーやマザーリングを主とした嘗みを、専門職としての保母が代行して、保育施設の中で行なうのでありますが、この場合、保母が必ずしもわねばならぬケヤーやマザーリングと、母親が母親である以上、たとえ子どもをどのようにすぐれた保育所へ入所させても、当然、母親がなきねばならぬケヤーやマザーリングと、二つの間には限界があるはずです。

これをもう一度、別な角度から言ってみますと、保母が母親に代行できる部分（この中にも平凡な代行の部分と、代行することによつて更に教育効果の増される部分と両方が存在していますが）と、保母が代行してできぬことはないが、それが、子どもや保母にとつ

て非常なマイナスになる、という部分とが非常に密着していく共存しているのであります。

そこで、保母が代行してプラスになる面、これはまあ紙数の関係から一応、棚あげとしておきましてもどうにもならぬという問題ではありませんが、マイナスの面は必然的に子どもと保母の人権の問題に直通している重大な事柄があるのであります。

しかし、この問題も、ただ今の設備と人手に関する最低規準の中で、せめて保母の受持人数が（各、年令別のクラスのすべてが）二分の一ぐらいにまで切り下げられれば、或る程度の問題解決は不可能ではありません。（この事はまた、別項でふれさせていただきますが）

けれども、たとえ受け持ち人数が半減されたとしても、だからと言つて、必らず現在の保育の仕事の内容が半減されるかと申しますと、量の部分は必らずしも半減されることが不可能ではないでしょうが、質に関する問題では簡単に二分すれば片方の肩が軽くなる、という性質のものばかり揃っているとは断言できません。（具体例をあげてみますならば、ディリリープの音楽を流すというような場合には、相手が三人でも十人でも同じだけの保母のエネルギーが消耗される、というようなことです）

そこで、そのマイナス面の極端な例の一つが保母の雑用ですが、掃除、洗濯、ベッドづくりというような仕事は、元来、雑役婦がや

るべき仕事で、必らず専門職としての保母がしなくてはいけない仕事ではありません。

けれども、現在は雑役婦がないために、保母がおしめを洗わなければ枚数が足りず、お掃除をしなければ乳児が、ごみを拾って口に入れたり、危険物をのんで怪我をしたりします。

そして、普通の家庭では母親がその仕事をしているのですから、子どもを愛する保母はやはり手がなければ、子どもの安全と健康を守るという保育の最低の線の責任まで確保することができないので、やむを得ず母親と雑役婦の代行を一時に一身に引き受け、重労働をしているのが実状です。

しかも、この場合には、たとえ、雑役婦がいても、掃除の結果の安全度とか、洗濯の結果の清潔度とかを調べてみる責任から、保母が全然離れることができませんが、そんな雑用まで引き受けて一人で、十人の乳児を受けもつていましたら、まさに飼育の状態で食事と排泄と安全の世話だけしておいて、後は自然のなりゆきに任せる、という状態になります。それでも保母さんは、自分の生理的欲求を果す時間さえ満足に生み出しえなくて、急性のぼうこう炎などという職業病を誘発したりしています。

ですから、最初の段階では必ず雑役婦をおいて保母の仕事との分析をしなくてはいけませんが、常に乳児室の床を清潔に保つと言いましても、その程度が具体的に示されていないので、かりに結核

病棟などで「日に一回以上フレゾール石鹼液で床、ドアを消毒すること」と決めてあるように、割り切って職務を行なうことができないというところにもあります。

それを「日に三回以上、何バーセントの逆性石鹼液にて清掃すること」とでもきめられれば、万一、伝染病が発生しても「私のところは法の指示に従つて掃除婦が清掃して、私が指導していますから、それ以上は不可抗力でございます」と、つっぱねることができて、保母の精神的な安定の基礎ができるはずです。

おしめ洗濯、食事ごしらえなどもみなこの調子で科学的に割り切れるところは割り切つて法文化されれば、最低線はどのようにしても確実に守ろうという勇気がでてきますと共に保母の健康も保てます。

受持時間その他についてもおなじように言えると思います。現在は最低八時間という規定だけで何人の保母では最高何時間以上は保育してはいけないというきまりがありませんし、労働基準法なども、私立では保母のあまりよい受けにならぬところが多い様子です。

いいえ、夜中に自分の家で寝ていてさえ、親子三人がひき殺され、孤児が一人生き残ったという時代に二十人、三十人の往復の途上、幼児の責任まで一人の保母が持てるかどうか、ということは、ちょっと冷静に考えればわかるはずのことが、案外に事故のおきたその当時だけ、後は全く不感症のように言われなくなつてしまふのはこれでよいのでしょうか？

働く母親の労働のたすけをすることも、保育に欠ける幼児の幸を守ることも、全く美しいには違ひありませんが、伝統的な愛と、犠牲の精神だけで何もかも引き受けて、その結果どの責任をもすべて中途半端で満足に果せません、というよりは、送り迎えまではしないでよい、その代り施設の中でのことは確実に責任が果せます、というような保育内容のぎりぎりの線の基準を判定して、大量の不安な責任より、やや少量になつても、定量の確実な責任を徹底的に果すと共に、保母の重労働を少しなりとも軽減させることができるようにしてほしいのです。

ただし、一番おそろしいのは科学的に確実に測定して分析しきれ

つとばせています。

こんな場合、一人の保母がたとえ三十人以下の年少児を引率して家庭へ送り届けていくとしても、自分の母親が自分の子どもの手を引いていてさえ暴走自動車に子どもをひき殺されることのある時代です。

ない精神的な教育の面の問題であります。

一例をまた一番わかりやすいおしめをとつてみますと、おしめを

洗うということは雑役婦の仕事ですが、そのおしめの清潔度や安全度を調べて、その乳児も発達段階に応じた枚数やあて方の方法を考えて、実際にあてあげるには保母の仕事ですし、とりかえの時の便のよしあしなどに神経を使って、健康の度合をしらべてみるのも保母の仕事ですし、更に難しいことはそのおしめのとりかえの前後に行なわれるマザーリングや話したことばのやりとり、というような情緒の安定や知的発達に関する働きかけの部分があります。

ですからこののような高度の精神生活に属する部分の基準まで、軽くとり扱って早急に決定したいということでは決してありませ
ん。

そこで、さしあたりは年少児保育の保育内容の最低基準の中でも特に安全と健康に属する部分からはじめられたいと思うのであります。

昨年度中におきました乳児保育中の事故死などの原因を新しい歳のはじめにふりかえてみてそう切実に思うのであります。

三、産休、長欠の代替保母

予算的措置について

これは地元のニュースでありますが、二、三ヶ月前に松本市の経

営者と保母さんによる自衛手段として、産休長欠の代替保母雇入の制度を設けられました。

これは実にすばらしい自發性であるとは思いますけれど、その内容をきいてみると一施設五千円、保母一人五百円ずつ出しあって長期欠勤者の出た場合に、元保母、元教師というような人達を臨時に雇入れるという制度をつくられたということです。

としますと経営者の負担はともかくとして、それでなくとも薄給にあえいでいる保母さん自身が、乏しい収入の中からそうした負担金を拠出しなければいけないという事実は何としてもやりきれない気持ちにさせられます。

しかし、松本市は全国に珍らしい市で人口十五万ちかくもある都市での公立保育所が一ヶ所もありません。

事情はいろいろとありますがちょっと書きづらいことですので省略いたしますけれど、そのような特殊事情が依然として改善されぬ地域の保母さん達が、当然、普通以下の薄い待遇の中から、全国に率先してこうした制度を創設されたということは、よくよく辛いことがあつて文字通り血のにじむような思いでその費用を拠出されているのであります。

このような状態は全国の保母さんと子どもの両方が苛酷に感じていられる心の痛みの一つなのでありますが、長欠者が出了時の代替保母を臨時に雇入れるというような費用は、当然、国からの裏付け

をなすべき性格のものであります。

そして、現厚生省母子福祉課長植山つる氏も就任早々から、この問題に着眼されて、本年度の予算要求にも第三種保母として相当額を計上されたのであります。不幸にして、保母給のベースアップや辺地保育所の予算などに押されて見送りとなつてゐるもの由であります。

しかし、本年度は何とか世論のもりあがりを持って本省を後援し、是非、通過させていただきたい課題の一つと思ひます。

四、養護施設の幼児教育に光明を

これは特殊の問題ですが、養護施設に於ける幼児の保育の問題があります。

幼稚園や保育所だけに勤めておられる方にはあまりおわかりにならないことです。が、広い意味の幼児教育の中の現象として、最近養護施設の児童は減少する傾向にあります。が、全国的には相当数の児童が学童保育児の中に交つて収容されています。

しかし、幼児専門の養護施設の数は非常に少なく、普通の学童の中に散発的に交つて二、三人、七、八人というように保育されていいる幼児もたくさんおります。

この場合、或る人数の集まつてゐる幼児専門の養護施設は、昼間は即、保育所的な保育の機能を發揮できますから、そのこと自体に

はあまり問題はありません。

しかし、前期の小数の幼児が収容されている施設の場合には、普通の施設でしたならば学童が登校してしまえば、後は雑用をして、午前十時から午後三時ぐらいの間は、ケース記録記入、その他指導の仕事や事務と共に、自分自身の休息とリクレーションの時間がとれるわけですが、幼児が少數いる施設では、せっかくのその昼間の時間が幼児保育のためにすべてうばわれてしまひますので、保母さんはつかれはてて、どんなに愛情豊かな保母であつても、情熱を注いた保育ができ難くなります。

また、幼児自身のほうでも、保母さんの全精神が集中されていない、いわばお荷物的のつけたり保育になります結果、慢性的のフラストレーションをおこしてしまいがちです。

この意味で、現在の制度では、養護施設に措置されている幼児は保育所へのダブル処置が認められていませんが、(これは理くつとして成立する制度ですが)この点に何とかもう少しゆとりをつけ、幼児が一般家庭の幼児とおなじように保育所へ通所できるような方法を考えてほしいと思います。

その他、まだいろいろとありますが、いくら書いてもきりがありませんので、さしあたり以上の三つの問題点をまとめまして、約束の責任を果させていただきます。